

改
正
案

現
行

(溶接施行法試験の溶接の条件)

第四条 前条の溶接施行法試験は、当該ボイラーア又は第一種圧力容器の製造の際に行おうとする溶接の条件と、次に掲げる母材の種類、母材の厚さ、溶接方法、溶接材料及び溶接施行方法の区分が同一である溶接の条件で行わなければならぬ。

一 母材の種類の区分

日本工業規格B八二八五(圧力容器の溶接施工方法の確認試験)に定める母材の種類の区分によるものとする。

二 母材の厚さの区分

日本工業規格B八二八五(圧力容器の溶接施工方法の確認試験)に定める母材の厚さの区分によるものとする。

三 溶接方法の区分

日本工業規格B八二八五(圧力容器の溶接施工方法の確認試験)に定める溶接方法の区分によるものとする。

四 溶接材料の区分

日本工業規格B八二八五(圧力容器の溶接施工方法の確認試験)に定める溶接材料及びシールドガスの区分によるものとする。

(溶接施行法試験の溶接の条件)

第四条 前条の溶接施行法試験は、当該ボイラーア又は第一種圧力容器の製造の際に行おうとする溶接の条件と、次に掲げる母材の種類、母材の厚さ、溶接方法、溶接材料及び溶接施行方法の区分が同一である溶接の条件で行わなければならぬ。

一 母材の種類の区分

二 母材の厚さの区分

母材の厚さが、別表第八の上欄に掲げる試験板の厚さに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる最小及び最大の値の範囲内であるときは、同一の区分とする。

三 溶接方法の区分

別表第九に定めるところによる。

四 溶接材料の区分

イ 被覆アーク溶接にあつては、別表第十に定めるところによる。

ロ ティグ溶接にあつては、被覆ガスの種類と別表第十一の下欄に掲げる溶接用ワイヤ(以下「ワイヤ」という。)等の種類との組合せに応じ、同一の組合せをもつて一の区分とする。

ハ 自動溶接又は半自動溶接にあつては、フラツクス又は被覆ガスの種類とワイヤ等の種類との組合せに応じ、同一の組合せをもつて一の区分とする。

五 溶接施行方法の区分

次に掲げる事項の区分によるものとする。

イ 予熱を行なうか行わないかの区分(予熱を行う場合にあつては、その温度の下限の区分)

ロ 手溶接、半自動溶接又は自動溶接の区分

六 溶接施行方法の区分

次に掲げる事項の区分によるものとする。

イ 予熱を行なうか行わないかの区分(予熱を行う場合にあつては、その温度の下限の区分)

ロ 手溶接、半自動溶接又は自動溶接の区分

七 溶接後熱処理を行うか行わないかの区分(溶接後熱処理を行なうか行わないかの区分(溶接後熱処理を行なうか行わないかの区分))

行う場合にあつては、温度の下限及び最低保持時間の組合せによる区分

二 裏面からのガス保護を行なうか行わないかの区分
ホルダにあつては、その材料の種別の区分

トヘ電極の数の区分
日本工業規格Bハ二八五（圧力容器の溶接施工方法の確認試験）に定める衝撃試験の試験温度、溶接姿勢、パス間温度、層数及び溶接熱の区分（衝撃試験を行う場合に限る。）

2 (略)

(溶接施行法試験の方法)

第五条 溶接施行法試験の方法は、機械試験によるものとし、その種類及び回数は、試験板の厚さに応じ、それぞれ次の表に掲げる

とおりとする。

試験板の厚さ	種類	回数	上						
			一九ミリメートル未満	一九ミリメートル以上	引張試験	裏曲げ試験	表曲げ試験	衝撃試験	引張試験
一九ミリメートル未満	溶接金属及び熱影響部についてそれぞれ	三	一	一	一	一	一	一	一
一九ミリメートル以上	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九ミリメートル未満	溶接金属及び熱影響部についてそれぞれ	二	二	二	二	二	二	二	二
一九ミリメートル以上	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九ミリメートル未満	溶接金属及び熱影響部についてそれぞれ	二	二	二	二	二	二	二	二
一九ミリメートル以上	一	一	一	一	一	一	一	一	一

行う場合にあつては、温度の下限及び最低保持時間の組合せによる区分

二 補助溶接を行なう場合において、試験板の厚さが一九ミリメートル未満であるときは、表曲げ試験を行わず裏曲げ試験を二回

2 (略)

(溶接施行法試験の方法)

第五条 溶接施行法試験の方法は、機械試験によるものとし、その種類及び回数は、試験板の厚さに応じ、それぞれ次の表に掲げる

とおりとする。

試験板の厚さ	種類	回数	上						
			一九ミリメートル未満	一九ミリメートル以上	引張試験	裏曲げ試験	表曲げ試験	衝撃試験	引張試験
一九ミリメートル未満	溶接金属及び熱影響部についてそれぞれ	三	一	一	一	一	一	一	一
一九ミリメートル以上	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九ミリメートル未満	溶接金属及び熱影響部についてそれぞれ	二	二	二	二	二	二	二	二
一九ミリメートル以上	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一九ミリメートル未満	溶接金属及び熱影響部についてそれぞれ	二	二	二	二	二	二	二	二
一九ミリメートル以上	一	一	一	一	一	一	一	一	一

一 試験板の母材と母材、又は母材と溶接金属との伸びが著しく

備考

一 片側溶接を行う場合において、試験板の厚さが一九ミリメートル未満であるときは、表曲げ試験を行わず裏曲げ試験を二回

二 試験板の母材と母材、又は母材と溶接金属との伸びが著しく

備考

異なる場合には、表曲げ試験及び裏曲げ試験に代えて縦表曲げ試験及び縦裏曲げ試験とする。

二 最低使用温度が零下十度未満の圧力容器については、衝撃試験を行わなければならない。ただし、母材がオーステナイト系ステンレス鋼又は非鉄金属である場合は、衝撃試験を省略することができる。

別表第一（第二条関係）

表
（略）

備考 随時他の者による板曲げローラ、プレス、焼鈍炉、万能試験機、衝撃試験設備若しくは非破壊試験設備を利用することができますが、できる場合又は他の者と共同して板曲げローラ、プレス、焼鈍炉、万能試験機、衝撃試験設備若しくは非破壊試験設備を備えている場合には、これらの設備を有しているものとみなす。

別表第四（第二条関係）	
項目	工作
製造又は検査	一 ポイラー 二 溶接機
のための設備	一 ポイラー 二 水圧試験設備
工作者	一 ポイラー溶接士であること。 二 ポイラー溶接士であること。
工作責任者	一 次の各号のいずれかに該当する者であること。 二 学校教育法による大

異なる場合には、次に定めるところによることができる。

イ 試験板の厚さが一九ミリメートル以上であるときは、裏曲げ試験及び縦裏曲げ試験（突合せ両側溶接が行われた試験板であつて、表曲げ試験を行う場合にあつては、当該表曲げ試験及び側曲げ試験に代えて縦表曲げ試験）とすることができる。

三 最低使用温度が零下十度未満の圧力容器については、衝撃試験を行わなければならない。ただし、母材がオーステナイト系ステンレス鋼又は非鉄金属である場合は、衝撃試験を省略することができる。

四 必要がある場合には、溶接部のマクロ試験、ミクロ試験、硬さ試験又は放射線検査を行うものとする。

別表第一（第二条関係）

表
（略）

備考 随時他の者の有するプレス、焼鈍炉、万能試験機、衝撃試験設備若しくは非破壊試験設備を利用することができますが、他の者と共同してプレス、焼鈍炉、万能試験機、衝撃試験設備若しくは非破壊試験設備を備えている場合には、これらの設備を有しているものとみなす。

別表第四（第二条関係）	
項目	工作
製造又は検査	一 ポイラー 二 鋳造設備
のための設備	一 鋳造設備 二 水圧試験設備
工作者	一 鋳鉄製のポイラー又は圧力容器の製造について三年以上の経験がある者であること。 二 鋳鉄製のポイラー又は圧力容器の製造について三年以上の経験がある者であること。
工作責任者	一 次の各号のいずれかに該当する者であること。 二 学校教育法による大

別表第五（第二条関係）			
項目	工作者	項目	工作者
製造又は検査のための設備	一 ボイラー	第一種圧力容器	二 学校教育法による高
工作者	二 水圧試験設備	三 ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について五年以上の経験があるもの	一 又は圧力容器の設
工作責任者	三 鋳鉄製のボイラー又は圧力容器の製造について三年以上の経験がある者であること。	二 学校教育法による高	卒業した者で、ボイラ
当する者であること。	四 鋳鉄製のボイラー又は圧力容器の製造について三年以上の経験がある者であること。	一 又は圧力容器の設	卒業した者で、ボイラ
次の場合のいずれかに該当する者であること。	五 鋳鉄製のボイラー又は圧力容器の製造について三年以上の経験がある者であること。	二 学校教育法による高	卒業した者で、ボイラ
一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラ	六 鋳鉄製のボイラー又は圧力容器の製造について三年以上の経験がある者であること。	一 又は圧力容器の設	卒業した者で、ボイラ
一 計、工作又は検査につ	七 鋳鉄製のボイラー又は圧力容器の製造について三年以上の経験がある者であること。	二 学校教育法による高	卒業した者で、ボイラ
一 又は圧力容器の設	八 鋳鉄製のボイラー又は圧力容器の製造について三年以上の経験がある者であること。	一 又は圧力容器の設	卒業した者で、ボイラ
計、工作又は検査につ	九 鋳鉄製のボイラー又は圧力容器の製造について三年以上の経験がある者であること。	二 学校教育法による高	卒業した者で、ボイラ

別表第五（第二条関係）			
項目	工作者	項目	工作者
製造又は検査のための設備	一 ボイラー	第一種圧力容器	二 学校教育法による高
工作者	二 水圧試験設備	三 ボイラー又は圧力容器の設計、工作又は検査について八年以上の経験があるもの	一 又は圧力容器の設
工作責任者	四 ボイラー溶接士であること。	二 学校教育法による高	卒業した者で、ボイラ
当する者であること。	五 ボイラー溶接士であること。	一 又は圧力容器の設	卒業した者で、ボイラ
次の場合のいずれかに該当する者であること。	六 ボイラー溶接士であること。	二 学校教育法による高	卒業した者で、ボイラ
一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、ボイラ	七 ボイラー溶接士であること。	一 又は圧力容器の設	卒業した者で、ボイラ
一 計、工作又は検査につ	八 ボイラー溶接士であること。	二 学校教育法による高	卒業した者で、ボイラ
一 又は圧力容器の設	九 ボイラー溶接士であること。	一 又は圧力容器の設	卒業した者で、ボイラ
計、工作又は検査につ	十 ボイラー溶接士であること。	二 学校教育法による高	卒業した者で、ボイラ

(削除)

いて二年以上の経験があるもの
二 学校教育法による高等学校又は中等教育学
校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の
設計、工作又は検査について五年以上の経験
があるもの

いて一年以上の経験があるもの
二 学校教育法による高等学校又は中等教育学
校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の
設計、工作又は検査について二年以上の経験
があるもの

いて二年以上の経験があるもの
二 学校教育法による高等学校又は中等教育学
校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の
設計、工作又は検査について五年以上の経験
があるもの

いて一年以上の経験があるもの
二 学校教育法による高等学校又は中等教育学
校を卒業した者で、ボイラー又は圧力容器の
設計、工作又は検査について二年以上の経験
があるもの

別表第七（第四条関係）（省略）